

新	旧
有価証券関連店頭デリバティブ取引説明書 （TOSSY 証券 CFD） （金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面） （中略） 有価証券関連店頭デリバティブ取引のリスクについて （１．～５． 省略） ６．お客様が行う有価証券関連店頭デリバティブ取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、<u>次の業者又は金融商品取引所において</u>、当社の判断によりカバー取引を行っています。	有価証券関連店頭デリバティブ取引説明書 （TOSSY 証券 CFD） （金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面） （中略） 有価証券関連店頭デリバティブ取引のリスクについて （１．～５． 省略） ６．お客様が行う有価証券関連店頭デリバティブ取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を<u>次の業者</u>と行っています。
Stratos Markets Limited <u>業務内容</u>：Liquidity Provider <u>監督を受けている当局の名称</u>：英金融行為規制機構	Stratos Markets Limited Liquidity Provider：英金融行為規制機構
Interactive Brokers LLC <u>業務内容</u>：証券業・先物取引仲介業 <u>監督を受けている当局の名称</u>：米国証券取引員会、米国商品先物取引委員会	Interactive Brokers LLC 証券業・先物取引仲介業：米国証券取引員会、米国商品先物取引委員会
<u>株式会社東京証券取引所</u> <u>監督を受けている当局の名称</u>：金融庁	<u>（新設）</u>
<u>Nasdaq 取引所</u> <u>監督を受けている当局の名称</u>：米国証券取引委員会	<u>（新設）</u>

（以下、省略） （有価証券関連店頭デリバティブ取引のリスクについて～有価証券関連店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為 省略） TOSSY 証券 CFD 取引及びその受託に関する主要な用語の定義（中略） □カバー取引（かばーとりひき） 金融商品取引業者がお客様を相手方として行う有価証券<u>関連店頭</u>デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該有価証券<u>関連店頭</u>デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引、<u>金融商品市場での現物取引</u>又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う店頭<u>デリバティブ</u>取引をいいます。当社が行うカバー取引の相手方を「カバー取引先」又は「カバー先」といいます。 （以下、省略） <u>令和 8 年 7 月 27 日 改訂</u>	（以下、省略） （有価証券関連店頭デリバティブ取引のリスクについて～有価証券関連店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為 省略） TOSSY 証券 CFD 取引及びその受託に関する主要な用語の定義（中略） □カバー取引（かばーとりひき） 金融商品取引業者がお客様を相手方として行う<u>店頭</u>有価証券デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該有価証券デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う店頭<u>金融先物</u>取引をいいます。当社が行うカバー取引の相手方を「カバー取引先」又は「カバー先」といいます。 （以下、省略）
--	--